

5 便所

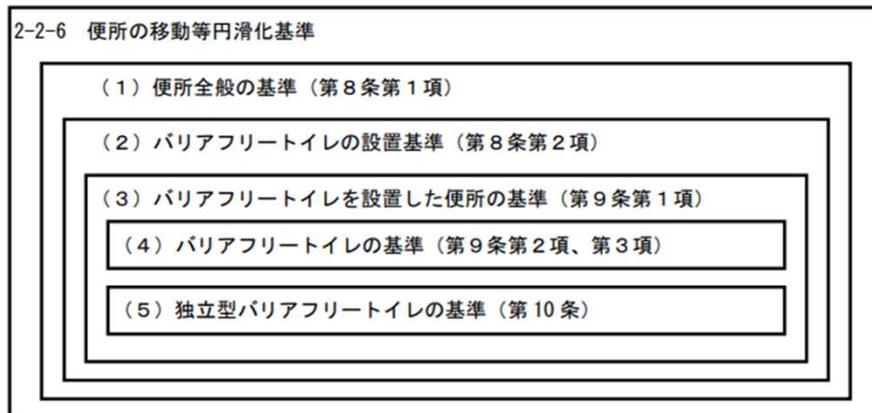
基本的考え方

便所は、高齢者、障害者等が認識しやすい場所に設置するとともに、高齢者や乳幼児連れが多いという都市公園の利用実態を踏まえて、利用しやすい構造とする必要がある。

都市公園の便所に係る都市公園移動等円滑化基準には、公園内の便所全般についての基準（第8条第1項、第2項）、バリアフリートイレが設けられた便所の基準（第9条第1項）、バリアフリートイレの基準（第9条第2項、第3項）及びバリアフリートイレが独立して設けられた便所（独立型バリアフリートイレ）になっている場合の基準（第10条）がある。

「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」においては、第9条第2項に適合する便所を「バリアフリートイレ」と表記する。また、バリアフリートイレが独立して設けられる第10条に該当する便所を「独立型バリアフリートイレ」と表記する。

※「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」においても、「バリアフリートイレ」という表現が使用されているが、本ガイドラインとは定義が異なる。



整備基準

便所全般の基準

解説図

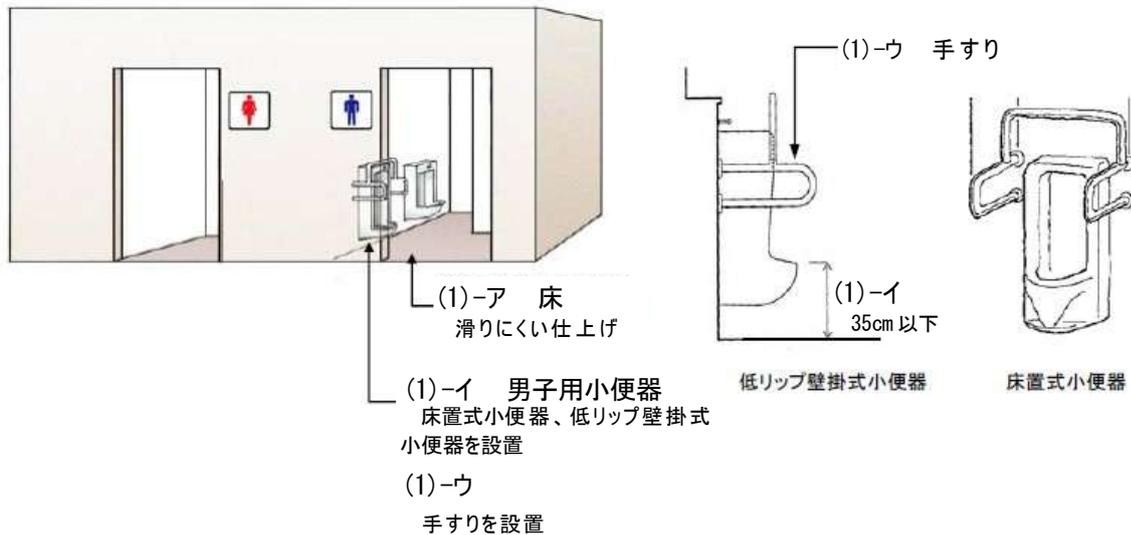
- (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - ア 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
 - イ 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられていること。
 - ウ イの規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。
- (2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、(1)に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
 - ア 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所が設けられていること。
 - イ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

→図5-1
便所全般

→図5-2
バリアフリートイレの設置基準

整備基準の解説

■ 図 5-1 便所全般



出典: 国交省「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」

■ 図 5-2 バリアフリートイレの設置基準

・公園内に便所を設ける場合、そのうち1以上には、バリアフリートイレを設置した便所とするか、独立型バリアフリートイレとする。

(2)-ア
便所内に、バリアフリートイレを設けて、一般の便房と併設されている便所（バリアフリートイレが設けられた便所）



(2)-イ
バリアフリートイレが独立して設けられた便所（独立型バリアフリートイレ）



出典: 国交省「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」

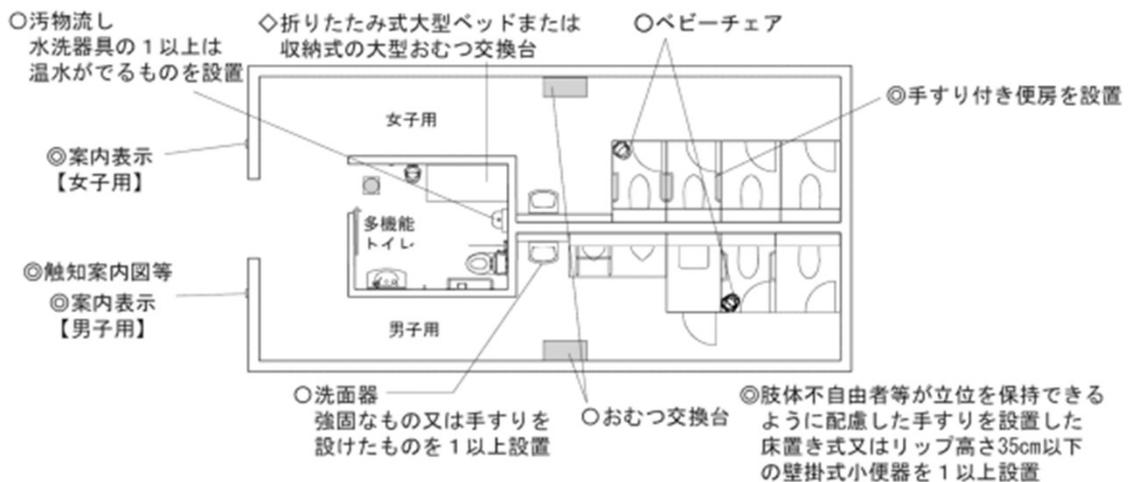
設計上の配慮事項

- ・公園内に複数の便所を設ける場合、全てにバリアフリートイレを設置することが望ましい。
- ・バリアフリートイレは、性的マイノリティや異性介助の際などの利用に配慮し、男女共用のものを1以上設置する。
- ・やむを得ずバリアフリートイレを男女別に設置する場合は、便所の出入口付近等、性的マイノリティや異性介助の際に入りやすい位置に設置する。
- ・公園の利用者層や公園内の便所の利用状況を踏まえ、更なる機能分散が必要な場合は、バリアフリートイレを設けた上で、車椅子使用者が必要とする広さや設備、オストメイト用設備、乳幼児用設備等のうち必要な個別機能を有する便房について、男子用便所、女子用便所それぞれに1以上設置するか、男女共用のものを1以上設置することが望ましい。
- ・手すりを設置した小便器は、出入口に近い位置に設置することが望ましい。
- ・出入口から内部まで段差がなく平坦とすることが望ましい。

<p>(3) (2)アの便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(ア) 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ)(ウ)に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>(ウ) やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>(エ) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。</p> <p>(オ) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p> a 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</p> <p> b 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。</p> <p>イ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</p>	<p>→図5-3 バリアフリー トイレ設置例</p>
--	------------------------------------

整備基準の解説

■ 図 5-3 バリアフリートイレ設置例



ア-(ア) 出入口

80cm 以上

ア-(イ)、(ウ)

段差を設けない
やむを得ず段を
設ける場合は、
傾斜路を併設。

ア-(オ)

戸を設ける場合
は容易に開閉、
通過できる。

① 出入口

- ・便所の出入口付近には、バリアフリートイレが設けられていることや、バリアフリートイレにある設備・機能を表示する。
- ・標識を設置する場合は、ピクトグラムは JIS Z 8210 に示された案内用図記号等を基本とする。
- ・便所の位置を知らせるため、音声案内装置を設置することが望ましい。
- ・便所の出入口に戸を設ける場合、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とする。

② 広さ

- ・車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保する。
- ・バリアフリートイレに通ずる便所内通路には車椅子の転回スペースを確保する。
- ・便所内のバリアフリートイレの手前に、車椅子使用者が転回できる 150cm × 150cm 以上の広さを設ける椅子使用者が転回できる 150cm × 150cm 以上の広さを設ける

出典：国土省「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」

設計上の配慮事項

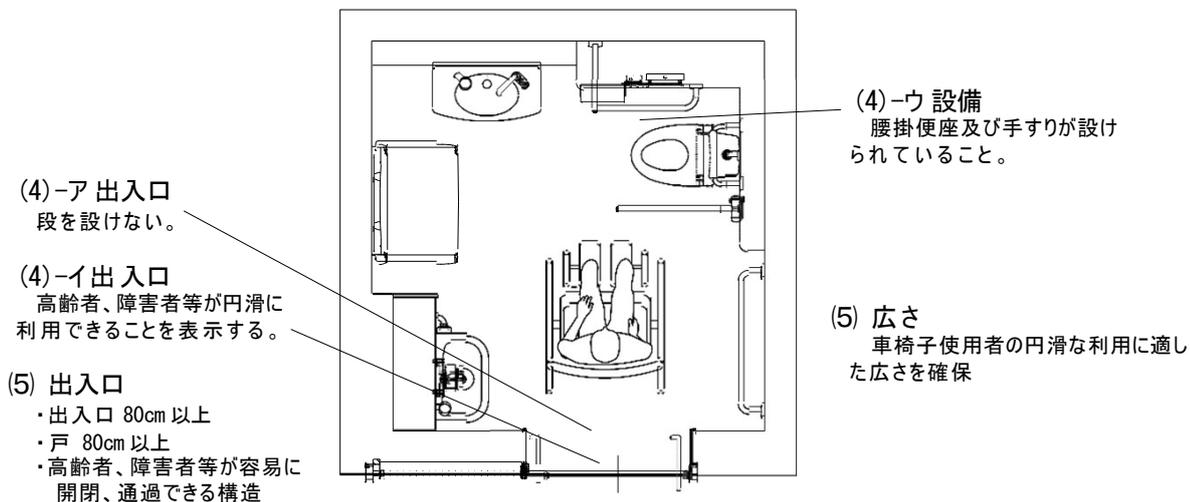
- (4) (2)アの便房は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- ア 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
 - イ 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。
 - ウ 腰掛便座及び手すりが設けられていること。
 - エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。
- (5) (3)ア(ア)及び(オ)並びにイの規定は、(4)の便房について準用する。
- (6) (3)ア(ア)から(ウ)まで及び(オ)並びにイ並びに(4)イからエまでの規定は、(2)イの便所について準用する。この場合において、(4)イ中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

→図 5-4
バリアフリースイレ

→図 5-5
水洗器具の例

整備基準の解説

■ 図 5-4 バリアフリースイレ



■ 図 5-5 水洗器具の例



レバー式水栓金具

自動水栓金具

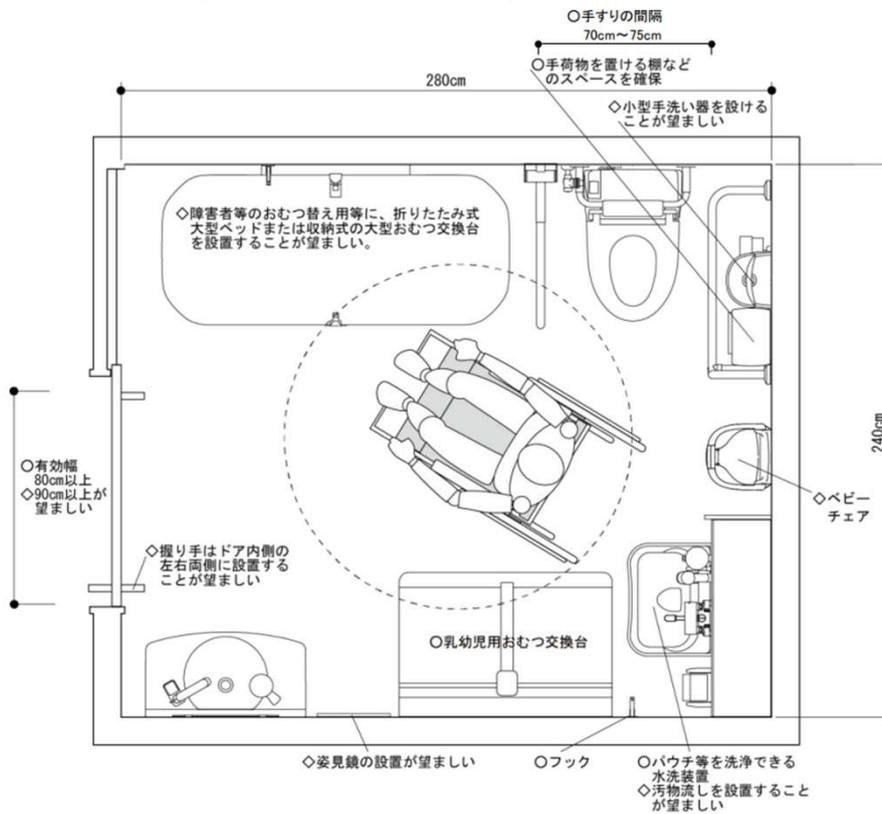
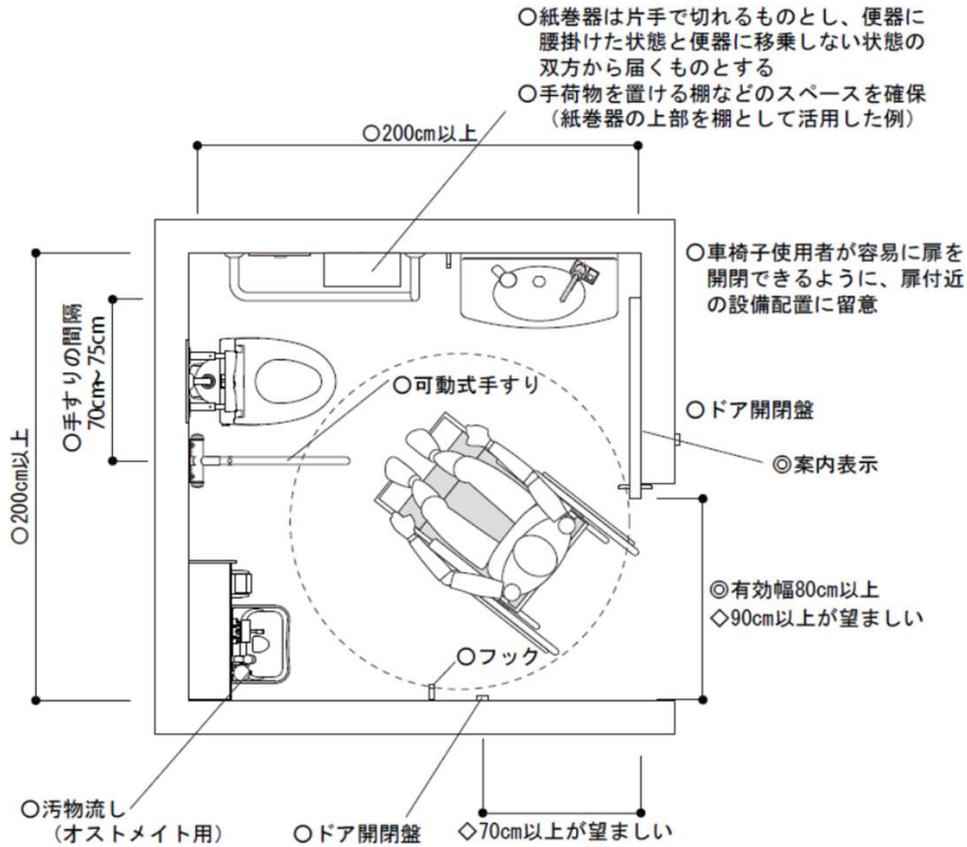
円滑な利用に適した構造を有する水洗器具の例

出典：国土省「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」

(4)-エ 水洗器具等

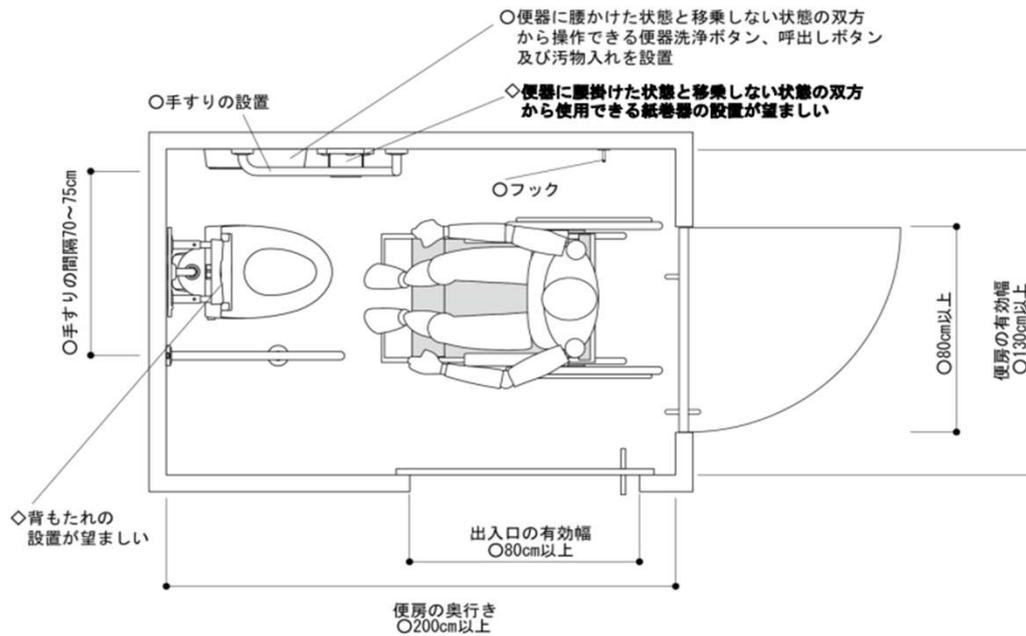
- ・車椅子での使用に配慮し、洗面器の下に床上65cm程度の高さを確保し、洗面器 上端の高さを75cm程度とする。よりかかる場合を考慮し、十分な取付強度を持たせる。
- ・蛇口は、センサー式、レバー式などとする。
- ・便器洗浄ボタンは押しボタン式等の操作が容易なものとし、便器に腰掛けたまの状態で、便器の回りで車椅子から便器に移乗しない状態の双方から操作できるように設置する。
- ・紙巻器、便器洗浄ボタン、呼出しボタンの形状、色、配置については JIS S 0026 にあわせたものとする。

■ バリアフリートイレの例

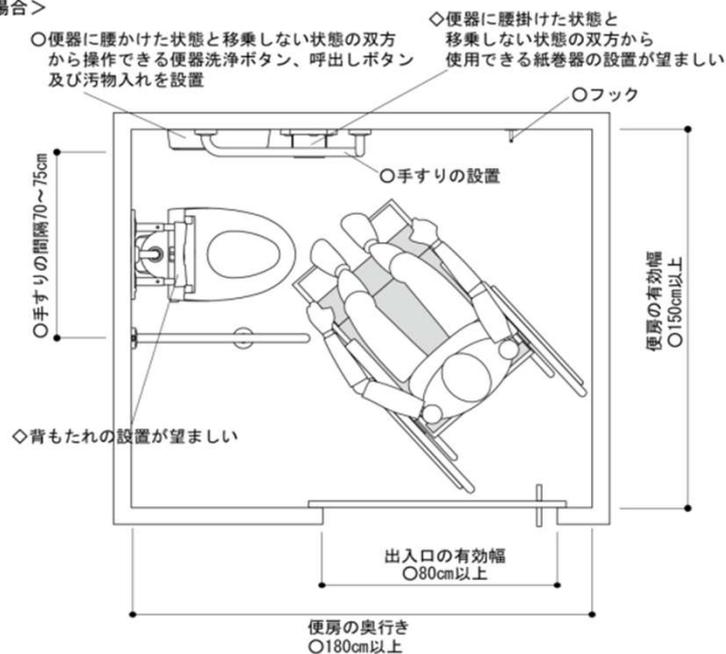


出典:「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」引き出しの指針も含めて事例を引用

■車椅子使用者簡易便房の例



<側面から入る場合>



出典:「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」引き出しの指針も含めて事例を引用

知的、発達、精神に障害のある人への留意事項

- ・ 知的、発達、精神に障害のある人には、パターン化した行動をとる人や誤った場所に入ったことでパニックになったりする人もいるため、出入口に男女別表示をわかりやすく表示したり、特に制約がない状況や同一建物内においては便所の男女別配置を統一することが有効である。
- ・ 知的、発達、精神に障害のある人には、臨機応変な対応が苦手で、トイレによって異なる様々な形式のボタンや、使い方が複雑なボタンは使いづらい人もいるため、統一することが有効である。